

## 外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示） (令和7年11月4日)

一 人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為には、政府として毅然と対応します。関係閣僚におかれましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、次の取組を強力に進めるようお願いします。

### 二 第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化についてです。

① 法務大臣は、

- ・不法滞在者ゼロプランの強力な推進
- ・在留資格の審査の厳正な運用（納税状況等の活用を含む）と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討
- ・外国人の受け入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討

をお願いします。

② 厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には、

- ・国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進
- ・入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進
- ・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実
- ・査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し

をお願いします。

③ 土地交通大臣は、日本人出国者に配慮しつつ、国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中の防止と地方分散の推進、マナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化、同大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣は、

各種民泊の適切な運営確保に向けた具体的な対応策の検討を進めてください。

- ④ 国家公安委員会委員長は、外国人犯罪に適切に対応してください。具体的には、  
・国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締り  
・入管庁との連携による不法滞在者対策の推進  
をお願いします。

三 第二に、土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理についてです。国民の皆様の不安は、外国人による不動産保有の実態がよく分からないことにも起因しています。このため、外国人による不動産保有の実態把握に向けて、具体的には以下の取組を行ってください。

- ① 法務大臣及び農林水産大臣は、「不動産の移転登記時」及び「森林の取得の届出時」の、国籍把握の仕組みの検討をお願いします。
- ② 財務大臣は、外為法に基づき、国外居住者による不動産取得について、幅広く把握する仕組みの検討をお願いします。
- ③ 国土交通大臣は、国外からの取得を含めたマンションの取引実態の早急な把握と結果の公表をお願いします。
- ④ 法務大臣及びデジタル大臣は、把握した国籍情報も取り込み、一元的なデータベースとして「不動産ベース・レジストリ」が機能するよう検討をお願いします。

併せて、外国人の土地取得等のルールの在り方を検討するため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、防衛大臣及び外務大臣は、安全保障への影響や、国際約束との関係を具体的に精査してください。

四 今般、新たに設置した外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣においては、関係閣僚と連携し、実情等を踏まえ、不斷に取組の強化を進めてください。

五 各閣僚においては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。